

ボランティア活動助成金支給要綱

(目的)

第1条 この助成金は、地域福祉活動を実施または強化したい団体（個人）を支援することにより住民参加型の地域福祉活動を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象とする団体（個人）は、以下の各要件を満たす者とする。

- ① 厚真町内に拠点を置き、活動している団体。
- ② 厚真町内において広く公開され、地域福祉の向上を目的とした活動を行っていること。
- ③ 1年以上の活動実績があり、厚真町内での活動が年間10回以上であること。
ただし1年未満の活動実績、もしくはこれから事業を開始しようとする団体においても、会則または約款等を制定しており、その活動内容が健全で地域福祉の向上を担う事業と期待できると認められるものは、厚真町ボランティアセンター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の推薦を経て厚真町社会福祉協議会会長（以下、「本会会長」という。）が決定できるものとする。
- ④ 厚真町ボランティアセンターに個人・団体登録されていること。

(助成内容等)

第3条 助成額は、対象経費の3/4以内とし5万円を限度とする。他機関、他団体からの助成との併用については原則不可とするが、運営委員会が当該団体（個人）の活動内容を審議し以下各号の要件を満たして支給が適正と判断された場合は、この限りにならないとする。

- ① これまでの活動実績が顕著であると認められるもの。
 - ② 今後、当該団体の活性化と活動の発展性がより期待されるもの。
- 2 助成する活動費用は以下の項目に該当するものとする。
- ① 会場費
 - ② 講師料
 - ③ 広報費
 - ④ 物品購入費
 - ⑤ 研修参加費
 - ⑥ その他、活動に関わる費用

ただし、以下の経費は対象外

- ア 食材費（子ども食堂、地域食堂、サロン等での活動の食材費は対象とする）
- イ スタッフの人件費

3 助成対象とする事業は以下の項目とする

- ① 健康、生きがい活動
- ② 食事、レクなどの提供活動
- ③ 地域ネットワークづくり活動
- ④ 相談、情報提供活動
- ⑤ 学習プログラム提供活動
- ⑥ その他、地域福祉に関する活動

ただし、以下の事業は対象外とする。

- ア 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- イ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- ウ 先進地等の視察、各種会議又は講演会への出席及び交流のみにとどまる事業

- エ 施設の建設、改修又は維持管理及び物品の購入を主たる活動目的とする事業
- オ 団体活動と関係の薄い物品販売、コンサート、発表会及び展示会等の事業
- カ その他、助成することが適当ではないと認められる事業

(助成金の支給手続き)

第4条 ボランティア活動助成金の支給を希望する団体は、別に定めるボランティア活動助成金支給申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、本会会長に提出するものとする。

2 本会会長は、前項申請書を受領後、助成金支給についての可否を行い、支給が決定した際には、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金受領団体の責務)

第5条 助成金を受領した団体(以下、「受領団体」という。)は、各事業年度終了後1ヵ月以内に、ボランティア活動実績報告書(様式第2号)に必要事項を記載し本会会長に提出するものとする。

2 受領団体は、当初の事業計画を大幅に変更しようとするときは、事前に本会会長の承認を得なければならない。

(助成金の返還)

第6条 受領団体が、助成金を不正に使用したとき、又は活動計画と著しく異なった事業目的に使用したとき、若しくは受領団体役員等が著しく公序良俗に反する行為を行ったとき、本会会長は当該団体に対し、既に支給した助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

附則

この要綱は、令和3年10月15日に制定し、同日から施行する。